

委員会提出議案第1号

さぬき市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年3月19日

提出者 議会運営委員長 松原 壯典

さぬき市議会委員会条例の一部を改正する条例

さぬき市議会委員会条例（平成14年さぬき市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中イを削り、ウをイとする。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

第8条第4項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

さぬき市議会委員会条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (略) (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建設経済常任委員会 7人</p> <p>ア 建設経済部の所管に属する事項</p> <p>イ 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 <u>任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、<u>第3条第3項</u>の例による。</p> <p>第9条～第31条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建設経済常任委員会 7人</p> <p>ア 建設経済部の所管に属する事項</p> <p>イ <u>上下水道部の所管に属する事項</u></p> <p>ウ 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、<u>第3条第2項</u>の例による。</p> <p>第9条～第31条 (略)</p>